

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
条 例 第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、定めることを目的とする。

(職員の範囲)

第 2 条 この条例において「職員」とは、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属するすべての地方公務員をいう。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、企業長が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。